

告示

埼玉県告示第千四百十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

泉地区特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十八年埼玉県告示第千八百四十一号で告示した区域（面積四百五十ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器